指定特定相談支援事業所(計画相談支援)および 指定一般相談支援事業所(地域相談支援) 開設説明会 次 第

- 1 開会
- 2 指定特定相談支援事業(計画相談支援)の概要について
- 3 指定一般相談支援事業(地域相談支援)の概要について
- 4-1 指定特定相談支援事業所の指定基準および指定申請の手続きについて
- 4-2 指定一般相談支援事業所の指定基準および指定申請の手続きについて
- 5 閉会

指定特定相談支援事業 (計画相談支援)の概要について

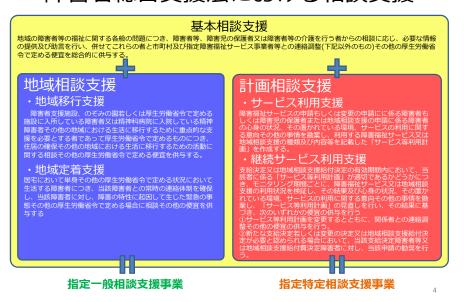
健康福祉局障害福祉課

1 相談支援とは (法律上の位置づけ)

目次

- 1 相談支援とは(法律上の位置づけ)
- 2 指定特定相談(計画相談)支援事業所 の業務
- 3 横浜市における相談支援とは
- 4 自立支援協議会への参画について
- 5 横浜市独自の取扱
- 6 計画相談支援の報酬について
- 7 まとめ

障害者総合支援法における相談支援



計画相談の基本方針 (基準省令第2条)

- 1 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。
- 2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は 特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わ れるものでなければならない。
- 5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- 6 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常に その改善を図らなければならない。

2 指定特定相談支援(計画相談)事業所 の業務

横浜市指定特定相談支援事業者『業務ガイドライン』参照

指定特定相談支援(計画相談)事業所 の業務

指定特定相談支援事業は、

基本相談支援と計画相談支援で構成される。

【相談支援専門員の業務(特定相談支援事業)イメージ図】

基本相談支援

相談支援専門員の土台となる業務。計画相談支援の利用の有無 に関わらず、地域の障害児者の あらゆる相談に応じる。報酬は 発生しない。

計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談 支援の利用者と契約を結び、区 役所で計画相談支援の支給決定 を受けて実施。計画作成及びモ ニタリング実施時に報酬が発生。

基本相談支援とは

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、 障害児者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び 助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害福祉 サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令 で定める便宜を総合的に供与すること

※厚生労働省令で定める便宜とは

が指導、障害者等、障害児者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害児者等に必要な支援。



計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者による相談支援の基本的な 業務

例えば、サービス利用の前からの相談や、モニタリング時以外の日頃の やり取りや、相談対応は全て基本相談であると整理できます。

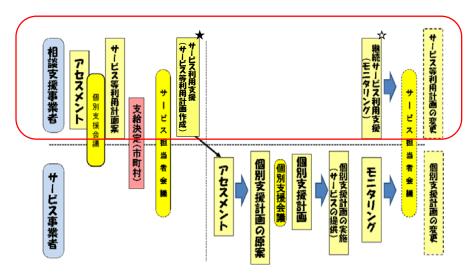
計画相談支援とは

障害のある人、一人ひとりが豊かな生活を実現するため、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの。

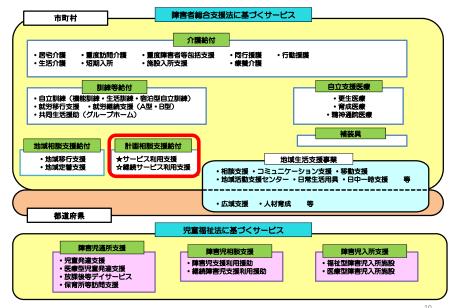
- ★サービス利用支援 (サービス等利用計画の作成)
- ☆サービス継続利用支援(モニタリング) を含んでいる。

平成27年4月以降、原則として障害福祉サービスと地域相談支援の利用を 希望する全ての障害者が対象

計画相談支援のプロセス



障害福祉サービス体系図



計画相談支援のうち、

★サービス利用支援 (サービス等利用計画の作成)

生活全体を通した本人の希望や目標、希望を実現するための課題や必要な社会資源(制度・サービスなど)を記載したサービス等利用計画を作成する。

- ○人生の設計図となるもの →**本人の人生を支えるもの**
- ○生活全般をアセスメントし、本人の願いを中心に、生活や支援の全体像を示したもの →**支援する人が共通理解できる**
- ○障害福祉サービス等の必要性を見立てたものであり、支給決定の根拠となるもの →**行政として支える**

本人、事業者等が同じ方向を向いて支援していくべき指針となるもの

計画相談支援のうち、

☆継続サービス利用支援 (モニタリング)

サービス利用開始後、一定期間ごとに本人の生活全体の 状況を確認した上でサービスの継続利用の適正を判断し、 モニタリング報告書等を作成する。

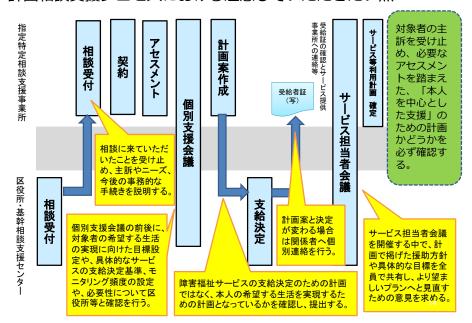
→【ケアマネジメントとは、常に変化する利用者や 環境に対応していく動的プロセス。修正や変更 の必要が無い完璧な計画は無い】

<ポイント>

本人の希望や今後の生活全体の目標等を含めて作成した「サービス等利用計画」、「個別支援計画」等を<mark>関係機関とともにモニタリングを繰り返すことで、アセスメントが深まり、計画の微調整や軌道修正等を行い、本人の希望等の実現に向けた支援が可能となる。</mark>

個別支援計画作成 提供事業所 モニタリング(居宅等への訪問以外に、個別支援会議等の開催) モニタリング(居宅等への訪問以外に、 必ず見直し が必要だと いう視点に 立ち、日頃 相談支援事業所指定特定 の基本相談 見直した計画作成 基本相談の中で、サービス提供事業 モニタリン 所等との調整や、本人及び家族等か グ業務、関 らの相談に対応することが原則 係機関等か ビス担当者会議 らの聞き取 受給者証(写) りを踏まえ、 個別支援会議等の開催 適宜、計画 基本相談の中で、 の見直しを 相談支援専門員と サービス担当者会議 対象者及びサービ 行う。 ス提供事業所等の で、各サービス提供 そのために 関係づくりや、連携 事業所の役割や、モ は、本人と 基幹相談支援センター区役所・ に努める。 ニタリング時の役割、 の関係性の 頻度等を確認 構築・維持 支給決定 が必要とな きめ細かいモニタによってアセスメントが深まり、本人及び る。 家族等との関係性や、連携が進むことを意識したうえで、モ 二タ報告書等を確認。モニタは生活場面が原則、事業所等 への聞き取りでは「モニタ」とは言えない場合もある

計画相談支援プロセスにおける注意していただきたい点



モニタリングの視点やその効果(例)

視点	結果を踏まえた対応
対象者本人の役割や、自身の取組が実施されているか。	対象者のニーズに合わせたきめ細かい目標設定により、課題解決に向けた対象者自身の取組状況を確認。 実施されていない場合は、目標の再設定を行う。
計画に沿ったサービスが提供されているか	計画通りにサービスが提供されていない、または対象者に不利な形でのサービス提供が行われていることが分かった場合は、対象者の立場に立ちながら仲介・調整を行う
計画に基づいたサービスを 提供することで課題はない か (対象者のニーズ解決に向 けた内容になっているか)	対象者に新たなニーズが生じていたり、または不必 要なサービスが提供されていないかを確認する。必 要があれば再度アセスメントを行い、サービス等利 用計画を再作成する。
計画の目標達成に向けた サービス提供となっている か	より効果的なサービス提供となるよう、サービス提供事業者と一緒に、サービスの内容や提供方法について再検討する。

特定相談支援事業のメリット(利用者視点)

障害福祉サービス等を利用する全ての方が相談支援専門員によるサービス等利用計画に基づく支援を受けることで

- ◇誰に相談してよいか、相談者が明確になる
- ◇適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができる
- ◇一つの計画を基に関係者が情報を共有するため、一体的な 支援を受けることができる。
- ◇本人の目標に基づく計画を作成することで、本人のニーズ に適した支給決定を受けることができる
- ◇相談支援専門員は、サービスを利用する本人や家族がサービス提供事業者には伝えづらい希望や要望等を客観的な立場で代弁し、具体的なサービスの調整を行うことができる

3 横浜市における相談支援とは

18

横浜市における相談支援

障害のある人だけではなく、その人がおかれている環境や家族状況を受け止め、ケアマネジメントの手法を用いて、本人(家族)の希望と意思決定を尊重し、地域での生活を実現・継続していくための支援です。

※横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン 平成30年3月改訂版より引用

個別の支援

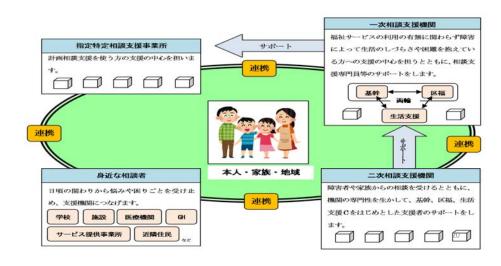


地域づくり

横浜市が目指す相談支援体制

障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に 向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行える体制を構築

身近な相談者、<mark>指定特定相談支援事業所</mark>、一次相談支援機関、二次相談支援機関を総じて「相談支援従事者」として整理



横浜市における「相談支援従事者」とは

【身近な相談者】

それぞれの業務や活動の中で、「ソーシャルワーク的な視点」を持って取り組む協力者

【指定特定相談支援事業所】

【一次及び二次相談支援機関】

ソーシャルワーカーであることを自覚し、 「価値・倫理」「知識」「技術」の基盤となる力に基づいて相談支援を実践する 相談支援従事者の意義と役割

本市における全ての相談支援従事者は、

「障害者の権利に関する条約」の目的である、

「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的 自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、 及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の 尊重を促進すること」を、

目の前の利用者(対象者)を通して実現するための存在です。

22

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は

ソーシャルワーカーであることを自覚し、 ソーシャルワーカーの倫理綱領に基づく、価値と原則及び倫理基準を遵守しながら、 「本人を中心とした支援」を対象者に対して職場の中で、地域の中で実践することが役割

本人と中心とした支援とは

支援を必要とする障害のある人(及び家族)の思いや意向、その 人が望む暮らし方を最大限尊重することを基本として、障害のあ る人の生活に合わせたオーダーメイドの支援

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は

相談支援を実践する中で把握した対象者の課題や地域における必要な取組を、地域課題として集約し、区自立支援協議会等で顕在化させ、区域での取組に発展させるとともに、市協議会等への課題提起を行うことで、障害のある人やその家族の地域生活を実現すること、「障害者の権利に関する条約」の目的を実現することが役割

【相談支援専門員に期待されること】

相談支援専門員は、単に障害のある方と障害福祉 サービスをつなげるのではなく、障害のある方が 希望する地域生活の実現に向けて次のことを果たす ことが期待される。

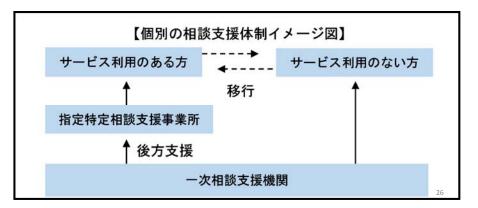
- 障害のある方の意思及び人格を尊重して、自己 実現を支援
- 支援関係者のキーパーソン
- 中立公平なサービス等利用計画の作成
- 地域の社会資源の開発 等

4 自立支援協議会への参画について

特定相談支援事業所と一次相談支援機関の関係性

障害福祉サービス等を利用する方への個別支援は、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の役割です。

区役所及び基幹相談支援センターは、その相談支援専門員の後方支援としての取組と、まだサービス利用の無い方や、地域の中で埋もれてしまっている方への支援を担うこととして整理しています。



横浜市の自立支援協議会とは

横浜市では、障害者総合支援法において努力義務とされている協議会の設置について、自立支援協議会と称して実施しています。

【参考:障害者総合支援法第98条の3第1項】

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における 障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携 の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うも のとする。

27

横浜市の自立支援協議会の体制

- ① 各区で開催する区自立支援協議会
 - ※事務局は区ごとに若干異なりますが、障害者支援担当と基 幹相談支援センター、生活支援センターは必ずに入ります。
- ② 近隣区で情報交換をするために区協議会の事務局が参加する**ブロック連絡会**

※西部、北部、南部、中央の4ブロック

③ 健康福祉局障害福祉課が事務局を務める

市自立支援協議会

により構成され、ネットワークの構築と地域の課題解決等に向けた取り 組み・検討を進め、相談支援の充実を図っています。

29

相談支援専門員が 区自立支援協議会に<u>参画</u>する際の留意点

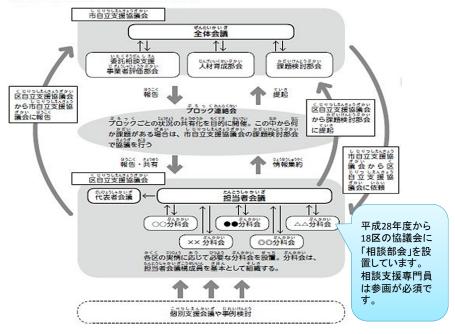
参加ではなく 参画です

- 1 共通の目的をもつ地域で目指すものを共通認識として持つよう意識すること。
- 2 情報の共有を心がける 実際のケースや地域課題の情報を集約し、共有するようにすること。
- 3 具体的に協働する 地域で起こっていることを自らの課題として捉え、出来ることを考え、 一歩ずつでも前進することを目標に参加すること。
- 4 地域の関係者によるネットワーク構築を図る1人で抱え込むのではなく、常にチームアプローチの視点を持てるよう、個別支援会議を重ねて関係を構築すること。

個別の二ーズや課題を地域づくりにつなげることが 必要です。

地域で解決できないものは市協議会へ提案を!

しじりつしなんきょうぎかい くじりつしなんきょうぎかいかんれんず 市自立支援協議会と区自立支援協議会関連図



相談支援専門員の役割

- ●協議会を活用し、個別支援の質を高める
 - 日々の相談支援で把握した対象者のニーズや 相談員自身では解決に導けない課題について 協議会のネットワークを活用し、解決を図る
- ●誰もが住みやすい「地域」を作るために参画 し、自らが具体的な行動を実践する

相談員が活動するエリア(区域)を広く捉え 地域力の向上に向けたアクションを起こすと ともに、社会資源を生み出す(見つける)

5 横浜市独自の取扱

計画相談支援推進の取組

- ~横浜市独自の対応策~
- ・ 27年4月から「意向確認書」の導入

27年4月以降は、障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する全ての方に「サービス等利用計画」が必要となりました。

しかし、本市の状況としてすべての方に計画を作成する体制が整っておらず、事業所が見つからない等の理由により計画作成が困難な方については、本人の意向や希望を記載した「意向確認書」を、簡易的なセルフプランとして取扱い支給決定を行ってきました。

しかし、「意向確認書」をセルフプランと見なす取扱いは、 平成30年度末で終了しており、平成31年4月以降は、原則 としてサービス等利用計画が無いと支給決定を行うことがで きません。

横浜市の計画相談支援の実施状況

支給決定者数:約23,034人

実施件数: 約10,228人(44.4%)

指定事業所数:260事業所

(相談支援専門員は約552人)

【現在の取組】

各区協議会において、区役所、基幹相談支援センター、精神障害 者生活支援センターとともに、事業所拡大の取組や、普及啓発の 取組を進めています。

推進に向けた取組 計画相談におけるモニタリングの取扱

【現状】

厚生労働省では、利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、きめ細かいモニタリングを実施できるように対応を推奨しています。

本市においても、<u>モニタリングの設定を対象者</u> <u>に応じた柔軟な設定にするように従来から促して</u> <u>きたところです</u>が、標準期間により一律に設定される状況が多く存在しています。

<u>そこで、モニタリング回数の取扱について、次</u> のとおり改めて整理します。

(1) モニタリング頻度・回数設定

モニタリング頻度・回数の設定は、 サービス等利用計画に基づく本人の希 望する生活の実現に向けて、そのニー ズに基づき、必要に応じて柔軟に設定 してください。(従来の標準期間は参 考となるため、対象者の状況に合わせ た設定が必要となる。)

(2) モニタリング実施の目安

生活の場所や、障害像に関わらず、ご本人と相談支援専門員が良好な関係を築きながら、目標実現に向けた取組や支援を可能とするため、モニタリングは原則として3か月に1回以上実施することが望ましいとしています。(季節ごとに不安定になる方も多いため、3か月と設定する)

(3) モニタリング実施の方法

6 計画相談支援の報酬について

報酬単価

障害福祉の給付費の算定は、

報酬告示上の単位 × 級地区分(円) = 支給額(円) (利用者本人の負担額はありません。)

サービス利用支援(計画作成) 1,462単位(16,023円) 継続サービス利用支援(モニタリング) 1,211単位(13,272円)

※令和元年10月1日から

級地区分 2級地 1単位あたり 10.96円 (横浜市の利用者の場合)

級地区分は、受給者証の発行市によって異なります。

【参考】近隣市の級地と単価

1級地(11.20円) 東京23区

2級地(10.96円) 川崎市、町田市

3級地(10.90円) 鎌倉市

4級地(10.72円) 相模原、藤沢、逗子、厚木市

【参考】算定イメージ②

例) 毎月モニタリング 年間報酬額 178,462円/1ケース

改定前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施内容	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	ŧ	Ŧ	ŧ	Ŧ	Ŧ	Ŧ	モ計	計画 1回 モ 11回
			担会						担会				担当者会議 2回
加算	モニタ	モニタリング加算 12回											
												医療	医療·保険·教育加算 1回
報酬単位	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,462	14,783
サービス担当者会議 実施加算			100						100				200
モニタリング加算	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
医療・保育・教育加算												100	100
単位小計	1,311	1,311	1,411	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,411	1,311	1,311	1,662	16,283
(金額)	14,369	14,369	15,465	14,369	14,369	14,369	14,369	14,369	15,465	14,369	14,369	18,216	178,462

例) 6か月モニタリング 年間報酬額 35,852円/1ケース

改定前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施内容						ŧ						七計	計画1回 モ 1回
						担会							担当者会議 1回
加算			モニタ			モニタ			モニタ			モニタ	モニタリング加算 4回単独
												医療	医療·保険·教育加算 1回
報酬単位						1,211						1,462	2,673
サービス担当者会議 実施加算						100							100
モニタリング加算			100			100			100			100	400
医療・保育・教育加算						100						100	200
単位小計			100			1,511			100			1,662	3,373
(金額)			1,096			16,561						18,216	35,872

【参考】算定イメージ①

例) 3か月モニタリング 年間報酬額 65,705円/1ケース

改定前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	숨計
実施内容	-7,7		Ŧ.	-77	٠,,	Ŧ.	.0,,		Ŧ.	-77		モ카	計画 1回 モ 3回
关起内容			Ε.						T			TIT	
						担会							担当者会議 1回
加算	モニタ		モニタ			モニタ	モニタ		モニタ	モニタ		モニタ	モニタリング加算 3回単独
												医療	医療·保険·教育加算 1回
報酬単位			1,211			1,211			1,211			1,462	5,095
サービス担当者会議 実施加算						100							100
モニタリング加算	100		100			100	100		100	100		100	700
医療・保育・教育加算												100	100
単位小計	100		1,311			1,411	100		1,311	100		1,662	5,995
(金額)	1,096		14,369			15,465	1,096		14,369	1,096		18,216	65,705

【サービス提供時

モニタリング加算】

計画に位置付けたサービス提供 事業所又はサービス提供場所を 訪問し、提供場面を直接確認の うえ、記録を作成した場合に算 定 (月39件まで) 100単位/回 【サービス担当者会議実施加算】

モニタリング時に、居宅等を訪問 し面接することに加えて、サービ ス担当者会議を開催し、実施状況 の説明を行い、参加者からの意見 を求め、検討を行った場合に算定 100単位/回 【医療・保育・教育機関等連携加算】

上記期間の職員との面談を行い、利用 者に関する必要な情報の提供を受けた 上で、サービス等利用計画を作成した 場合に算定

100単位/回

42

年間報酬額イメージ

3か月モニタが全ケースの 75%

毎月モニタ

5%

6か月モニタ

20% と仮定すると

件数		37	か月日	E=:	9		毎	月モ	=	タ		6か.	月モ	= 5	7		面談 回数
20件			15		985, 575			1		178, 462			4		143, 408	¥1, 307, 445	80
40件			30		1, 971, 150			2		356, 924			8		286, 816	¥2, 614, 890	160
60件	05 705		45		2, 956, 725	170 400	l	3		535, 386	05 050	l	12		430, 224	¥3, 922, 335	240
80件	65, 705	×	60	=	3, 942, 300	178, 462	×	4	=	713, 848	35, 852	×	16	=	573, 632	¥5, 229, 780	320
100件			75		4, 927, 875			5		892, 310			20		717, 040	¥6, 537, 225	400
120件			90		5, 913, 450			6		1, 070, 772			24		860, 448	¥7, 844, 670	480

【参考】

介護保険のケアマネジャー 一人35件 毎月給付管理 35×12 =420回

特定事業所加算

- 支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。
- 特定事業所加算の算定には、加算の種類により次の①から⑦の要件を 満たし、横浜市に届出を行うことが必要です。

特定事業所加算(Ⅰ) 500単位/月 (Ⅱ) 400単位/月

(Ⅲ) 300単位/月 (IV) 150単位/月

- ① 常動かつ専従の相談支援専門員を○名以上配置((I)(II)は4人、(III)は3人、(IV)は2人)。(うち、1名は兼務が可能)そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を 定期的に開催
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員((I)の場合は主任相談支援専門員)の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加
- ⑦ 計画作成及びモニタリングを実施する件数が1月において相談支援専門員一人あたり40件未満

特定事業所加算(Ⅲ)300単位/月

○要件

常勤かつ専従の相談支援専門員が3名必要

(うち1名は業務に支障が無い範囲で、同一敷地内の他の事業との兼務が可能)

さらに前ページの②から⑦を満たしていること

特定事業所加算(IV)150単位/月

○要件

常勤かつ専従の相談支援専門員が2名必要

(うち1名は業務に支障が無い範囲で、同一敷地内の他の 事業との兼務が可能)※注意

さらに前ページの②、④~⑦を満たしていること

16

計画相談の効率的な実施について

○担当ケースの持ち方について

A相談員 担当ケース30人 30人は区内居住地域 利用サービスは一人ひとり違う 多くの事業所を利用している

B相談員 担当ケース30人 20人は区内の特定のエリアに居住 利用サービスは様々であるが 10人は同じ就労Bを利用 5人は同じ居宅介護事業所を利用

A相談員の場合

- ○訪問は1日に1~2件が限界
- ○使っているサービスも多く、一人の対象者 に対する担当者会議の日程調整の負担も大き い。
- ○利用しているサービス事業所の職員も人事 異動等でモニタリングのたびに変更になる。
- ○サービス事業所の情報は多く得られる。

B相談員の場合

- ○区内近隣エリアのため訪問は1日に2~4件でも可能。
- ○使っているサービスは多いが、同一事業 所のサービスを利用している人が多いため、 サービス管理責任者との関係ができている。 Cさんのモニタリングで、Dさん、Eさん の詳細な変化も把握できる。

7 まとめ

繰り返し ですが

相談支援とは

障害のある人だけではなく、その人がおかれている環境や家族状況を受け止め、ケアマネジメントの手法を用いて、本人(家族)の希望と意思決定を尊重し、地域での生活を実現・継続していくための支援です。

※横浜市相談支援従事者人材育成ビジョン 平成29年4月改訂版より引用





地域づくり

繰り返し ですが

【相談支援専門員に期待されること】

相談支援専門員は、単に障害のある方と障害福祉 サービスをつなげるのではなく、障害のある方が 希望する地域生活の実現に向けて次のことを果たす ことが期待される。

- ・ 障害のある方の意思及び人格を尊重して、自己 実現を支援
- ・支援関係者のキーパーソン
- ・ 中立公平なサービス等利用計画の作成
- 地域の社会資源の開発 等

繰り返し ですが

特定相談支援事業のメリット

障害福祉サービス等を利用する全ての方が相談支援専門員によるサービス等利用計画に基づく支援を受けることで

- ◇誰に相談してよいか、相談者が明確になる
- ◇適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができる
- ◇一つの計画を基に関係者が情報を共有するため、一体的な 支援を受けることができる。
- ◇本人の目標に基づく計画を作成することで、本人のニーズ に適した支給決定を受けることができる
- ◇相談支援専門員は、サービスを利用する本人や家族がサービス提供事業者には伝えづらい希望や要望等を客観的な立場で代弁し、具体的なサービスの調整を行うことができる

ご参加の皆様へ

障害のある人及びご家族が、地域の中で安心 して希望する生活を実現するためには、指定特 定相談支援事業(計画相談支援)による支援が 重要な役割を担います。

一人でも多くの方が、一日でも早く適切な相談支援を受けることができるよう、事業所の開設と相談支援専門員としての活動をお願いします。



地域相談支援事業 (地域移行•地域定着)

障害支援課 在宅支援係 TEL671-2416

本日お話する内容

- (1)地域移行支援 /(2)地域定着支援
 - ① サービス概要
 - ② 対象者
 - 3 報酬
 - 4 留意点
- (3)市内指定状況



(1)地域移行支援とは



障害者支援施設・児童福祉施設・保護施設・矯正施設等に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者に地域生活へ移行するための支援を行います。



①具体的な支援内容

- (1)地域移行に係る相談
- (2)アセスメント
- (3)支援計画の原案作成
- (4)支援計画作成の為のケア会議の開催 (障害者支援施設又は精神科病院における担当者を招集)
- (5)概ね週1回、少なくとも月に2回の面接もしくは同行支援
- (6)障害福祉サービス事業の体験的な利用
- (7)1人暮らしに向けた体験的な宿泊

地域移行支援計画の作成及び利用者への対面による支援を1月に2日以上行うことのいずれかを満たさない場合は、報酬算定できません。





②地域移行支援の対象者

区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6

区分不要 (障害支援区分認定調査は必要)

- ①障害者支援施設又は児童福祉施設等に入所している障害者
- ②精神科病院に入院している精神障害者
- 対 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者
- 象 ④刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている
- 者 障害者
 - ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就 業支援センターもしくは自立準備ホームに宿泊している障害者

支援開始時において、居宅もしくは総合支援法のグループホームに6ヶ月(必要であれば更に6ヶ月)以内の移行を個別支援計画でたてられる人が対象者となる。



④留意点 【地域移行支援】

- ①宿泊型自立訓練施設、他法(生活保護法や介護保険法等) の入所施設、他法(介護保険法)のグループホームへの移行は 退院・退所月加算の請求はできません。
- ②宿泊型自立訓練施設、グループホームからの移行は対象外
- ③グループホームの体験利用をする際には利用目的により、 支給決定が必要かどうか異なる。「一人暮らしの体験の宿泊」 であれば、支給決定は不要。グループホームの入居を目指し、 グループホームの職員による支援を受ける場合は、グループホ ームの体験利用の支給決定が必要。(区への申請も必要)

③報酬 【地域移行支援】

	単位数
地域移行支援サービス費 (I)社会福祉士や精神保健福祉士等の配置や地域移行支援 実績について一定の基準を満たす場合 (II)上記以外	(I)3,044単位/月 (I)2,336単位/月
初回加算(利用を開始した月に加算)	500単位/月
集中支援加算 (月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算)	500単位/月
退院・退所月加算(退院・退所月に加算)	2,700単位/月
障害福祉サービスの体験利用加算 (I)開始日~5日目 (Ⅱ)6日目~15日目 (障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に加算)	(I)500単位/日(I)250単位/日
体験宿泊加算 (一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に加算)	(Ⅰ)300単位/日 (Ⅱ)700単位/日

※特別地域加算(中山間地域等に居住している者に対して支援した場合に加算 +15/100

(2)地域定着支援とは



居宅において単身等で生活する障害者に、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。





①具体的な支援内容

- (1)地域定着に係る相談
- (2)アセスメント
- (3)支援台帳の作成
- ☞次のスライドへ
- (4)常時の連絡体制の確保
- ☞携帯電話等により、利用者や家族と直接連絡体制が確保できていれば可
- (5)緊急の事態への対処等
 - ☞訪問等による状況把握、 利用者の家族・関係機関との連絡調整 緊急一時的な滞在支援等の措置



支援台帳の作成に係るアセスメントにあたっての利用者との面接等及び適宜の利 用者の居宅への訪問等による状況把握のいずれかを実施していない場合は報酬算 定できません。

地域定着支援の「緊急時」とは?

- 「緊急時」は支援者側がイメージする緊急の事態 ではなく、あくまで地域で暮らしている障害者の 言ってみれば「一大事」に対して行う支援
- 緊急時支援費の取り扱いについては、「緊急時支援費に係る 利用者の障害特性に起因して生じる緊急時の対応について は、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申 し合わせておくこと(留意事項通知より)

本人にとってどんなことが一大事で、何が原因なのか、今ま でどのように解決してきたのか、などのアセスメントをしっかり 行うことで、より効果的な助言や支援が可能



- 利用者の心身の状況
- ・置かれている環境
- 緊急時において必要となる利用者の家族等
- 利用するサービス事業者等
- ・医療機関、その他の関係機関の連絡先
- ・その他の利用者に関する情報





置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じ て、利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行 い、緊急時等に適切な対応を行うために作成

②地域定着支援の対象者



区分1 区分2 区分3 区分4

区分5

区分6

区分不要 (障害支援区分認定調査は必要)

以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確 保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者

①居宅において単身で生活している障害者

②居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等 の支援が見込まれない状況にある障害者

※施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行し た者、地域生活が不安定な者も含む。

※グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者は対象外

支給決定期間は、1年間。対象者や家族等の心身の状況や生活状況、緊急時 支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体 制が必要と見込まれる場合は、1年間の範囲内で更新は可能。(更なる更新も可)

③報酬 【地域定着支援】

	単位数
地域定着支援サービス費 イ 体制確保費	304単位/月
ロ 緊急時支援費 (I) 訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 (Ⅲ)深夜(午後10時から午前6時)に電話による相談援助を行った場合	(I)709単位/日 (II) 94単位/日

※特別地域加算(中山間地域等に居住している者に対して支援した場合に加算 +15/100

(3)市内指定状況

令和元年7月1日現在

(地域移行支援) 42事業所

(地域定着支援) 42事業所

4 留意点【地域定着支援】



①緊急時支援費(Ⅱ)について、電話により直接本人又は家族 等に対して緊急的な支援が必要な相談対応を行った場合に限 るため、予定確認等の電話連絡は対象外。また、原則、メール による対応についても対象外。

②深夜に電話による相談対応を行った場合であっても、その後利用者の居宅等へ出向いて支援を行った場合は、当該日については緊急時支援費(I)のみ算定することとし、緊急時支援費(I)との併給は不可。







指定特定相談支援事業所 指定基準及び指定申請の手続きについて



基準の性格

(解釈通知第一)

- 基準は、指定計画相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定特定相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。
- □ 指定特定相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、 指定特定相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、 基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の 対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消す ことができます。
- 指定特定相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定特定相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行いません。

1 指定特定相談支援事業の人員及び 運営に関する基準について



2

【参考】掲載場所

障害福祉情報サービスかながわホームページに掲載されています。

◆ 基準及び解釈通知

トップページ> 書式ライブラリ> 8. 障害者総合支援法・児童福祉法等に関する情報> 4 指定事業者基準省令等(障害者総合支援法関係)

◆ 報酬告示及び留意事項通知

トップページ> 書式ライブラリ> 8. 障害者総合支援法・児童福祉法等に関する情報> 5 報酬関係告示等(障害者総合支援法関係)

◆ 国QA

トップページ> 書式ライブラリ> 6. お知らせ(県内共通) > 7 厚生労働省告示・通知・事務連絡等



- □管理者
- ■相談支援専門員



兼務の取り扱いについて

- ① 管理者と相談支援専門員の兼務
 ✓ 業務に支障がない場合に可能
- ② 他事業との兼務
 - ✓ 業務に支障がない場合に可能
 - ✓ ただし、相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所の業務と兼務は、中立性の確保等が欠如しかねないことから、当該利用者へのモニタリングは基本できない
 - ✓ 兼務先の事業の人員基準に支障が生じないかどうかは要確認

Э

相談支援専門員の要件

- ① 実務経験を満たしていること
 - ✓ 施設等において、相談業務で通算5年、又は介護業務で通算10 年(特定の有資格者である場合は3年又は5年)の実務経験が あること
- ② 都道府県・政令指定都市の実施する相談支援従事者初任者研修を修了していること
 - ✓ 初任者研修を修了した翌年度から起算して5年以内に相談支援 従事者現任研修を修了しないと失効
 - ✓ いずれの研修も障害福祉情報サービスかながわのホームページ にて募集要項を掲載



兼務の例と留意事項

- ① 計画相談支援と地域相談支援の兼務 ⇒ <u>可能</u> ✓ 勤務時間を切り分ける必要はない。
- ② 計画相談支援と障害児相談支援の兼務 ⇒ <u>可能</u>
 ✓ 勤務時間を切り分ける必要はない。
- ③ 計画相談支援と介護支援専門員の兼務 ⇒ <u>可能</u>
 ✓ ただし、勤務時間を分ける必要がある。
 - ✓ また、介護支援事業所の基準等に支障が生じないかどうかの確認が必要
- ④ 計画相談支援と直接支援員の兼務 ⇒ 可能
 - ✓ ただし、勤務時間を分ける必要がある。
 - ✓ また、直接支援員としての事業所の基準等に支障が生じないか どうかの確認が必要
 - ✓ 直接支援員として支援している利用者へのモニタリングは不可 6

管理者の責務

(基準第15条第1項第1号、18条、解釈通知第二の1(14))

- □当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員 その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利 用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行わなければならない
- □当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員 その他の従業者に運営基準を順守させるための 必要な指揮命令を行う
- □相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及 びサービス等利用計画の作成に関する業務を担 当させなければならない



運営規定

(基準第19条、解釈通知第二の1(15))

- □ 指定特定相談支援事業所ごとに、下記に掲げる事業の運営(①~®) についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない
- □ その内容に変更が生じる場合には、運営規定の修正を行うとともに、本市に期日内に変更の届出を提出する

【運営規定に定める事項】

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から 受領する費用及びその額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧その他運営に関する重要事項

!



勤務体制の確保等

(基準第20条、解釈通知第二の1(16))

- □ 利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう 、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の 従業者の勤務の体制を定めなければならない
 - 指定特定相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない
- □ 指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業 所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させな ければならない
- □ 相談支援専門員の資質の向上のために、研修機関が実施する 研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し なければならない
 - 横浜市相談支援従事者人材育成ビジョンを確認し、人材育成に取り組む

10



設備及び備品等

(基準第21条、解釈通知第二の1(17))

- 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、 指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備え なければならない
 - ▶ 事務室:事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を 設けることが望ましいですが、他の事業と同一の事務室であっても差 し支えありません。この場合には、指定計画相談支援の事業を行うた めの区画を明確にしてください。
 - ▶ 受付等のスペースの確保:利用申込みの受付、相談、サービス担当者 会議等に対応するのに適切なスペース(プライバシーに配慮したスペース)を確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直 接出入りできるなど利用しやすい構造とします。
 - > 設備及び備品等:指定計画相談支援に必要な設備及び備品等(鍵付き 書庫や消防法等に適合する設備など)を確保します。ただし、他の事 業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、運営に支障がない場 合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使 用することができます。



衛生管理等

(基準第22条、解釈通知第二の1(18))

- □ 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない
- □ 指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛 生的な管理に努めなければならない



揭示等

(基準第23条、解釈通知第二の1(19))

- □ 指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談 支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その 他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を掲示しなければならない
- □併せて、利用申し込み者のサービスの選択に資することから、その重要事項の公表に努めなければならない。なお、その公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫をして行う



- 「掲示」はサービス開始時の重要事項説明書の交付に加え、継続的にサービスが行われている段階においても、利用者の保護を図る趣旨で規定されているため、利用者の見やすい場所に掲示する
- ✓ 掲示すべき内容は重要事項説明書に網羅されているため、重要事項説明書を掲示用に加工して掲示している事業所が多い

個人情報の使用に関する**同意書**に **最低限記載すべき**と考えられる事項

- 使用する目的
 - サービス担当者会議等でサービス提供事業者との連絡調整等に おいて必要な場合 等
- 使用する事業者の範囲
 - 利用者が提供を受ける全てのサービス提供事業者 等
- 使用する期間
 - 契約有効期間に同じ 等
- 使用にあたっての条件
 - 個人情報の提供は必要最小限とすること。個人情報の使用に当たっては、関係者以外の者に情報が漏れることの無いようにすること。個人情報をサービス担当者会議等で使用した場合には15、出席者、議事内容等を記録しておくこと。等



□ 管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない

- □ 過去に当該事業所の管理者及び従業者であった者が、正 当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家 族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じな ければならない
 - 秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある
- □ サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の 個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利 用者又はその家族の同意を得ておかなければならない

14



広告

(基準第25条)

□当該指定特定相談支援事業所について広告をする 場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大 なものとしてはいけない



障害福祉サービス事業者等からの 利益収受等の禁止

(基準第26条、解釈通知第二の1(21))

- □サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を 行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示 等を行ってはならない
- □サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない

17



苦情解決

(基準第27条、解釈通知第二の1(22))

- □ 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- □ 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要 について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及 び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書(重 要事項説明書等)に記載するとともに、事業所に掲示する
- □ 苦情に対し指定特定相談支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければならない
 - 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべき
 - 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない(5年間保存)

18



事故発生時の対応

(基準第28条、解釈通知第二の1(23))

- 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない
- 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない
- その事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない(5年間保存)

【報告の対象となる事故の種類】

- (1) 死亡(2) 骨折(3) 誤嚥(4) 食中毒(5) 感染症(6) 所在不明(7) 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等(8) その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故
- ※事故が発生した際は、速やかに電話にて第一報を入れた上、事故報告書により報告
- ※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者等の事故報告取扱い要領 | 参照
- ⇒障害福祉情報サービスかながわホームページ

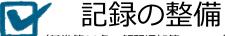
トップページ>書式ライブラリ> 1. 神奈川県からのお知らせ> 1 神奈川県からのお知らせ



会計の区分

(基準第29条、解釈通知第二の1(24))

□指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分する とともに、指定計画相談支援の事業の会計をそ の他の事業の会計と区分しなければならない



基準第30条、解釈通知第二の1(25))

- □従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備しておかなければならない
- ■利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関 する記録を整備し、その完結の日から5年間備 えておかなければならない
- ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - アセスメントの記録
 - ・ サービス担当者会議等の記録
 - モニタリングの結果の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

〔基準第7条、解釈通知第二の2(3))

□指定特定相談支援事業者は、原則として、利用 申込みに対して応じなければならない

【提供を拒むことのできる正当な理由】

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外であ
- ③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定 めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があっ
- ④その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供する ことが困難な場合 等

22

▼サービス提供困難時の対応

(基準第8条、解釈通知第二の2(4))

□指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利 用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を 提供することが困難であると認めた場合は、適 当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他 の必要な措置を速やかに講じなければならない

23



利用契約締結

□利用者に対して事業者の契約書及び重要事項証 明書、個人情報同意書等について説明を行い、 利用者の合意を得た後に契約書を交わす

重要事項説明書に記載すべき と考えられる事項

- 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービス等)
- 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
- サービスの内容、利用料その他の費用の額
- 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)
- 通常の事業の実施地域
- 緊急時等における対応方法
- 苦情処理の体制(事業所担当、市、区などの相談・苦情の窓口も記載)
- その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の 対応等)

※運営規定の内容と齟齬がないようにすることが必要

25

手続きの流れ

① <u>障害福祉情報サービスかながわのHPより申請</u> <u>書類をダウンロードし、作成</u>

※「障害福祉情報サービスかながわ」で検索→画面左下「書式ライブラリ」 →「2. 横浜市からのお知らせ」→「②-2 新規指定に関する申請様式(障害者総合支援法 特定相談・一般相談)」

URL:https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L Result.asp?topid=2 ※記載例も同ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

- ② 指定希望月の前々月の中旬ごろまでに障害福祉課へ連絡(671-3602)し、面談日の予約
- ③ 面談日の1週間前までに申請書類を事前送付
- ④ 指定希望月の前月の上旬に面談を実施 ※管理者の方の出席は必須

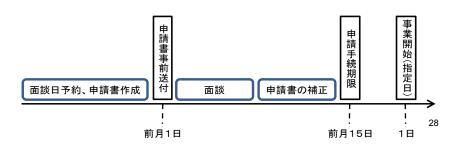


2 指定特定相談支援事業の指定申請手続きについて



2

- ⑤ 申請書類の修正
- ⑥ 指定希望月の前月15日までに申請書類の再提 出
 - ※ 15日が土・日・祝日のときは、直前の開庁日までに提出
- ⑦ 指定希望月1日づけで事業開始



申請書類の作成

特正	相談支援 指足	E申請時提出書類一覧 [横浜市]
		提出書類
株式第1号	+31.0	
	20.45	他の漢律において既に指定を受けている事業がある場合記載してください (介護保 後等)。ない場合は別報源付の必要はありません。
口座接込依頓書		通帳のコピー(裏紙も見酬き)も添付
付表		
付表別紙		
定款		- 申請に係る事業を実施する設が影難されていることが必要です。 (「定数への事 名の部級について」参照) ・必当人人事で、申請までに定款又は寄付行為の変更手続きが終了していない場合 あっては、変更認可能の定款に加えて、影談事業を行う旨の内容が確認できる書類 (環帯金額書等等) を提出してください。
理歷事項全部証明書		2か月以内に角行された原本を提出してください。
運営規程		
参考様式 1	788	各屋の用途(事務室、相談宣等)と国際を記載してください。
と大田本会	pa	
プライは D. ゴ	NA	建物の外観、事業用の入り口(事業所名の意板等が分かるように)および各盟の写 を提出してください。
	経歴者 (管理者)	
参考様式 4	経療者 (物族支援専門長)	
	相談を提供事を包括を研修の等了 記・減性研修の等了証	
参考様式5	実務経験証明書 (物語支援専門員)	
参考様式 6	苦情報決	
別紙 2	B8 N B	
参考様式 7	经股份利	
参考様式日	生たる対象者	生れる対象者を特定する場合に提出してください。特定しない場合は提出の必要は りません。
参考様式 9 - 2	至的最	
参考様式 9 - 4	用意義	
参考様式 2 別紙	投具等名簿	簡単を含む投資のすべてと管理者について記載してください。
参考様式10	関係機関との協力体制	 自立実際協議会との連携や、生丸る対象者を特定する場合の他事業所との連携状等について記入してください。 連携外ごとに作成してください。
管理者の答約書		
	財産目録または決算者	運営法人の「財産目録」又は「決算書」(直近のもの)を添付してください。
資産の状況	事業計画書 (参考様式11)	
	似文子算書	当該事業についてのものを作成してください。様式は任意です(滞付のフォーマッ を使っていただいても構いません)。
	建物类异体契约者	
	事業開始値け (参考様式12)	
その他	社会保険・労働保険加入状況 確認度	
	CD	中語書、口座振込依頼書、竹裏、役員名簿のデータ(ascel)のデータを入れて提出 してください。

- この一覧に記載してある書 類を一式揃えていただき、 面談の1週間前までにご提 出ください。
- ここでは、書類作成の上で の間違いやすいポイントを 紹介します。

31

申請書



- ① 日付は他の書類の日 付と統一させる
- ⇒面談日などを記載してください。
- ② 法人住所を記載
- ③ 指定希望月を記載
- ④ 指定有効終了年月日 は6年後を記載
- 例) 平成30年11月1日指定希望の場合、 平成36年10月31日と記載

30

32

様式第1号 別紙

他の法律において既に指定を受けている事業等について

接煙の名物	ゲービスの機能	●果州-米田名物	929AB	BEFFERS
O'DE SERVICE.	単元の技术権	〇小様七小株工様事業所	学成3年7月1日	
	・ 単人として親川神が 上の世帯神道での場	できまけている事業等があれば記人 記念ませている場合など	LTONA.	
		T		
	+		+	
	1			
	_			
		2		
	-	1	-	
	+		+	

		i.		
			-	ШШШ
	_		+	
			1	
	-	-	-	
	+		_	

• 法人として、他の法 律での指定を受けて いる場合に記載。障 害者総合支援法のみ での指定の場合には 、提出不要。

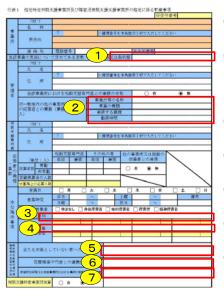
例:介護保険法で居宅介護 支援の指定を受けている場 合には記載

口座振込依頼書



- ① 法人の住所を記載
- ② 申請者と口座名義人 が異なる場合に記載
- ③ 通帳の表紙と表紙を めくったページの写 しを必ず添付

付表 指定に係る記載事項



- **(1)** 【定款第●条第●項第●号】 と記載
- 兼務している場合に記載 ※計画相談支援事業所での勤務時間 と重複しないようにしてください。
- 【運営規定に定める通り】と 記載
- 【横浜市中区】【横浜市鶴見 区】などと記載
- (5) 【参考様式8】を要約して記
- **(6)** 【参考様式10】を要約して 記載
- 【運営規定第12条】を要約 (7) して記載

付表別紙

他の事業所又は施設の従事者と兼務する相談支援 専門員について



- 相談支援専門員が兼 務の場合に記載
- 勤務時間が計画相談 支援の勤務時間と重 複しないように注意
- 計画相談支援の管理 者と相談支援専門員 の兼務の場合には記 載不要

34

運営規定

存成例 (原定特定相談支援事業所を行う場合) Ver.2.1 (第四份)

○○相談支援事業所 運営規程

第1条 -- () お行う障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「油」という。)に基づく指定計画 相談支援事業(以下「事業」という。) の適正な連繋を確保するために人員及び管理運 受に関することを含め、実業所の従業的が、関末提起サービスを利用する提供表的して は抑害児又は地域相談支援を利用する障害者(以下「利用者」という。)並びに降害児 の保護者に対し、適正な指定計画相談支援を提供することを目的とする。

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者又は指定党の保護者(以下「利用者等」と

- いう。) の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行う。 2 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を留むことができ るように配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、
- 利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、航別支援、教育等のサービス (以下「福祉サービス等」という。) が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供される よう配慮して行う。 4 事業の実施にあたっては、利用素等に提供される提祉サービス等が特定の種類又は特
- 定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に備ることのないよう、公正中立に行う。 5 事業の実施にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り 地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- 6 事業の実施にあたっては、自らその提供する版定計画相談支援の評価を行い、常にそ の改善を図る。
- 7 事業の実施にあたっては、前6項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。 1 88

2 所在地

(従業者の職種、品数及び職務内容) 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。 1 保護者 16 (宋朝田母)

- 障害福祉情報サービスか ながわに掲載している作 成例を基に作成
- 内容をよく確認いただい た上で、赤字の部分に追
- ここに記載した内容と他 の書類の記載内容にズレ がないように要確認

※特に、事業所名、従業者の職種 員数、営業日・営業時間、主たる 対象、事業の実施地域 等

参考様式1 平面図



- 「森泉」1 春食、定量の用きまび運動を促棄し、他の事業や施設と共用する場合は、その旨を記載し先分けする事わかりやすく表示してください。 2 開始の手裏部がある場合になる作品を付いてに対い、(中心者と、小田を主席と、日かまたのだけで、名乗さいてください。 3 音楽が音楽器がある場合になる作品を対してに対い、(中心者と、小田を主席と称ったが対い。) 3 音楽が音楽器、人名主法が名、人名主法地名、地名人名主席中、音楽者大田地談においては既知の平田寺を対して下がり、原見人名字書所で、音賞事業所の 音楽は、4 年間が必要記書がれて記事と
- 本事業所の作戦及び内部(高度、高度)の写真を急付してください。 5 多機能力、成力心事業所の物理の共同出版技術がある場合は、それぞれの位置開発がわから地談等を当付してくださ

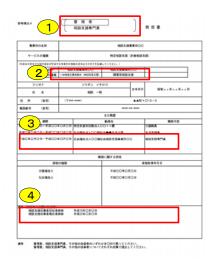
- 他の事業と共用する場合には 、どの部分が計画相談で使用 するのかがわかるように色分 けし、当該事業所で使用する 部分の面積を記載
- ① 共用の場合には【●●事業と 共用】と記載
- 既製の平面図がある場合には 、そちらを添付
- ※その場合には、参考様式1の平面 図記載欄に【別紙のとおり】と記載
- 事業所の外観及び内部の写真 も添付(入口、表札、事務所 内部、鍵付き書庫等)

参考様式3 事務所の設備・備品等一覧表



事務室、相談室、鍵付き 書庫、消火設備等の必要 設備を記載例に沿って記 載

参考様式4 管理者と相談支援専門員の履歴書



- ① 管理者と相談支援専門員を兼 務する場合には、管理者と相 談支援専門員の両方を○で囲 み、1枚にまとめて記載
- ② 管理者が他の事業所でも管理 者として従事する場合には記載
- ③ 直近の経歴まで記載
- 4) 相談支援専門員の場合には必ず記載するとともに、修了証を添付。有資格者の場合には、その資格証明書も添付。

38

参考様式 5 実務経験証明書



3. 見込証明でない場合は、無限の(見込)を二重報で消すこと

 ・ 運営内容団は、管部師、生活協議員等の報名を記入し、重常内容について、老人デイサービス等 連における〇〇年刊、〇〇回議師の〇〇等四〇〇章刊等資本院に記入すること 5 契切内容を訂定する場合は、二巻様ではしたと、契切者(では書)の日を押すこと。

- 相談支援専門員の実務経験 を証明するために必ず必要
- 業務内容によって必要年数 が異なるので、必要年数分 の実務経験証明書を提出
- 一事業所一枚で提出
- 見込ではない場合には、二 重線で消す
- ② 業務内容は具体的に記載

参考様式 6 苦情を解決するために講ずる措置の概要

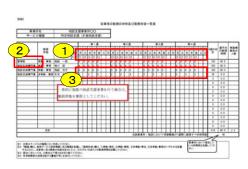
記 載 例



法人ですでにこの内容を示しているものがあれば【別紙のとおり】と記載して添付することも可能

39

別紙 2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表



- ① 開所する日に○を記載
- ② 管理者と相談支援専門 員を兼務する場合には 、【管理者・相談支援 専門員】として一行に まとめて記載
- ③ 一日の勤務時間数を記 載

※開所時間と相談支援専門 員の勤務時間が合致してい ることが必要

41

たとえば

【事業所名】

横浜計画相談支援事業所(仮称)

【営業日·時間】

月・火・木・金の10時~17時(7時間)

【人員体制】

①相談太郎さん(管理者・相談支援専門員)

居宅介護支援事業所で9時~12時(3時間)、指定特定相談支援事業所で13~17時(4時間)勤務

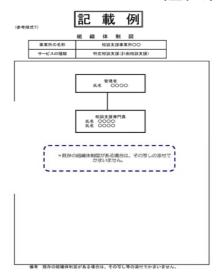
②計画花子さん(相談支援専門員)

非常勤職員として指定特定相談支援事業所で10時~13時(3時間)勤務

事業所名	横浜計画相談事業所
サービス種類	指定特定相談支援事業

							Ä	1;	固					설	2)	圕					芽	31	苘					¥	4 j	問		
職種	勤務	rc.A	,	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
坝性	形態	氏名	Ď	曜日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	H	月	火	水	†	金	±	B	月	火	水	木	金	±	日
				開所日	0	0		0	0			0	0		0	0			0	0		0	0			0	0		0	0		
管理者・相談支援専門	常勤・兼務	相談 カ	郎		4	ļ		4	4			4	4		4	4			4	4		4	4			4	4		4	4		
相談支援専門員	非常勤・専従	計画 右	芒子		3	3		3	3			3	3		3	3			3	3		3	3			3	3		3	3		
						ß	那	舑	間	数。	と合	強	χŪ		開	所	寺に	越	(đ	相	淡。	支接	美	779	員	が	動系	务し	رح	()	る	L

参考様式7 組織体制図



- 記載例を基に記載
- 既存の組織体制図がある場合には、【別紙のとおり】と記載し、添付

参考様式8 主たる対象とする障害の種類を定める理由



- 主たる障害の種類を 定める場合にのみ提 出。特定しない場合 には提出不要
- なぜ対象者を特定するのかの理由の明記が必要

(合理的な理由でないと認められません)

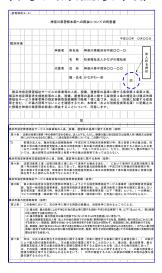
参考様式 9 - 2 誓約書



法人の理事長名で署名

参考様式9-4

神奈川県警察本部への照会についての同意書



法人の理事長名で署名

46

48

参考様式 9 別紙 役員等名簿

								役員等名簿	Table 1881 (1981 11)	名(よこは末原	宇介護)
T	最名(前上名)	1字間けてください)		生年月	18		性別		甲請者(法人)	名(よこはまた	宅介護)
	約(季角)		m(報告) t(大正) e(暗物) h(平成)	*	я	•	異性(m) 女性(f)	佐 耐	使用名 ・呼音	TEL	FAX
1	31/7 (50)	横浜 一郎	5	99	99	99		模浜市中区日本大通18	代表取締役	045-999-9999	045-999-999
2	ātā"7 nts	神奈川 花子	h	11	11	11	f	横浜市中区港町1-1	管理者	045-111-1111	045-111-111
8											
4											
5											
ò											
,											
8											
9											
9											
2											

- 法人役員全員分を記載
- 計画相談支援の管理者も記載

参考様式10 関係機関との協力体制

	関係機関との協力体制							
事業所の名称	相談文撰事業所〇〇							
サービスの種類	特定相談支援(計画相談支援)							
関係機関の名称 (自立支援協議会名など)								
所在地								
協力体制の内容								

 区自立支援協議会は 必ず明記。その場合 の所在地は当該区役 所の所在地を記載。

※相談支援専門員は必ず事 業所所在区の協議会に参画 していただきます。

複数の協力体制がある場合には、複数枚作成。

管理者誓約書

指定特定相談支援事業所管理者誓約書



- 基準を遵守し、管理 者としての責務を適 正に果たすことの誓 約書。
- 法人理事長と管理者 のそれぞれの署名と 押印が必要。
 - ※管理者の印は個人印を押印。

49

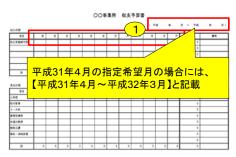
参考様式11 事業計画書



- 当該事業所の年間計画を記載
- 利用者の見込数は、 事業所全体での年間 の見込数を記載

50

収支予算書



- 当該事業所の収支予算書を作成
- 1 指定希望月から1年間の収支予算書を作成
- 事業計画書で記載した利用者見込数を踏まえた収入を計算

たとえば

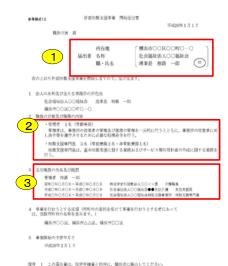
一人の相談支援専門員が毎月5件の新規受け入れをした場合

収支予算書例		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画作成件数(報酬請求	件数)		5件	5件	5件	5件	5件	5件	5件	5件	5件	5件	5∱
モニタリング件数(報酬請	求件数)			5件	10件	15件	15件	15件	20件	20件	20件	25件	251
モニタリング内訳	4月開始	4月	の活動分	<i>51</i> #	5 <i>f</i> #	5 <i>f</i> #			5件			5 <i>1</i> 4	
	5月開始	を翌	月に請求		5件		5件			5件			5
その後3か月に1回 のモニタリング頻度 で積算 10月 11月	6月開始					5件	5件	5件			5件		
	7月開始						<i>51</i> 4	5件	5件			5 <i>f</i> #	
	8月開始							5件	5件				5
	9月開始								5件	5件			
	10月開始									5件	5件	5件	
	11月開始		分の5月請	表1.							5件	5件	5
	12月開始		ものが6月に									5件	5
1月開始			れます。	~									5
	2月開始		160-90										
	3月開始			\subseteq									
計画作成費(単価)	¥16,023	¥0	¥0	¥80,115	¥80,115	¥80,115	¥80,115	¥80,115	¥80,115	¥80,115	¥80,115	¥80,115	¥80,1
モニタリング費(単価)	¥13,272	¥0	¥0	¥0	¥66,360	¥132,720	¥199,080	¥199,080	¥199,080	¥265,440	¥265,440	¥265,440	¥331,8
月額報酬		¥0	¥0	¥80,115	¥146,475	¥212,835	¥279,195	¥279,195	¥279,195	¥345,555	¥345,555	¥345,555	¥411,9

この数字を基本として、2人の相談支援専門員の場合には【×2】とし、収入を積算

※令和元年10月の消費増税に伴い、基本報酬が変わります。 上記表は令和元年10月からの基本報酬を基に計算しています。

参考様式12 事業開始届



- ① 届出者は理事長
- ② 運営規定の記載と一致させる
- ③ 管理者もしくは相談 支援専門員1名の経 歴を記載。履歴書と 内容を統一させる

53

- ① 定款
 - ▶ <u>【相談支援事業】の文言の明記が必須</u>ですので、早めの変更対応をお願いします。
 - ▶ 変更中の場合には議事録の提出が必要です。
- ② 履歴事項全部証明書
 - ▶ 3か月以内に発行された原本を提出してください。
- ③ 財産目録または決算書
 - ▶ 運営法人の直近のものを添付してください。
- ④ 建物賃借契約書
 - > 法人所有財産の場合には提出不要
- (5) CD
 - ▶ 申請書、口座振込依頼書、付表のデータを入れて、面談後に提出する最終版資料とともに提出 54

特定事業所加算

- 支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的としています。
- 特定事業所加算の算定には、加算の種類により次の①から⑥の6つの 要件をすべて満たす必要があります。要件を満たす場合には、横浜市 に手続きを行うことが必要です。

特定事業所加算(I) 500単位/月

I) 500単位/月 (Ⅱ) 400単位/月

(Ⅲ) 300単位/月 (Ⅳ)

- (IV) 150単位/月
- ① 常勤かつ専従の相談支援専門員を○名以上配置((I)(II)は4人、(III)は3人、(IV)は2人)。(うち、1名は兼務が可能)そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を 定期的に開催
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員((I)の場合は主任相談支援専門員)の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加
- ⑦ 計画作成及びモニタリングを実施する件数が1月において相談支援専門員一人あたり40件未満

特定事業所加算(Ⅲ)300単位/月

○要件

常勤かつ専従の相談支援専門員が3名必要

(うち1名は業務に支障が無い範囲で、同一敷地内の他の事業との兼務が可能)

さらに前ページの②から⑦を満たしていること

特定事業所加算(IV)150単位/月

○要件

常勤かつ専従の相談支援専門員が2名必要

(うち1名は業務に支障が無い範囲で、同一敷地内の他の 事業との兼務が可能)※注意

さらに前ページの②、④~⑦を満たしていること



指定特定相談支援事業所に関することで、 何かご不明な点がございましたら、 下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 横浜市健康福祉局障害福祉課

電話 671-3602 FAX 671-3566







指定一般相談支援事業所 指定基準及び指定申請の手続きについて



基準の性格

(解釈通知第一)

- 基準は、指定地域相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定一般相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。
- □ 指定一般相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、 指定一般相談支援事業者の指定を受けられず、また、運営開始後、 基準に違反することが明らかになった場合は、市町村長の指導等の 対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消す ことができます。
- 指定一般相談支援事業者が運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から指定一般相談支援事業所についての指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行いません。

1 指定一般相談支援事業の人員及び運営 に関する基準について



2

【参考】掲載場所

障害福祉情報サービスかながわホームページに掲載されています。

◆ 基準及び解釈通知

トップページ> 書式ライブラリ> 8. 障害者総合支援法・児童福祉法等に関する情報> 4. 指定事業者基準省令等(障害者総合支援法関係)

◆ 報酬告示及び留意事項通知

トップページ>書式ライブラリ> 8. 障害者総合支援法・児童福祉法等に関する情報> 5 報酬関係告示等(障害者総合支援法関係)

◆ 国QA

トップページ> 書式ライブラリ> 6. お知らせ(県内共通) > 7 厚生労働省告示・通知・事務連絡等



- □管理者
- □従業者(相談支援専門員1人以上)



兼務の取り扱いについて

- ① 管理者と従業者の兼務
 ✓業務に支障がない場合に可能
- ② 他事業との兼務
 - ✓ 業務に支障がない場合に可能
 - ✓ 兼務先の事業の人員基準に支障が生じないかどうかは要確認

5

管理者の責務

(基準第26条、解釈通知第二の2(20))

- □当該指定一般相談支援事業所の地域相談支援従事者その他の従業者の管理、指定地域相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない
- □当該指定一般相談支援事業所の地域相談支援従事者その他の従業者に運営基準を順守させるための必要な指揮命令を行う

相談支援専門員の要件

- ① 実務経験を満たしていること
 - ✓ 施設等において、相談業務で通算5年、又は介護業務で通算10 年(一般の有資格者である場合は3年又は5年)の実務経験があること
- ② 都道府県・政令指定都市の実施する相談支援従事者初任者研修を修了していること
 - ✓ 初任者研修を修了した翌年度から起算して5年以内に相談支援 従事者現任研修を修了しないと失効
 - ✓ いずれの研修も障害福祉情報サービスかながわのホームページ にて募集要項を掲載(初任者研修:6月、現任研修8~9月頃)

実務経験 相談支援従事者初任者研修 相談支援従事者現任研修 相談支援従事者現任研修 (5年ごとに受講が必須)

6



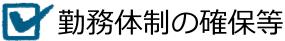
運営規程

(基準第27条、解釈通知第二の2(21))

- □ 指定一般相談支援事業所ごとに、下記に掲げる事業の運営(①~®) についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない
- □ その内容の変更が生じる場合には、運営規程の修正を行 うとともに、本市に期日内に変更の届出を提出する

【運営規定に定める事項】

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④指定地域相談支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援対象障害者等から 受領する費用及びその額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧その他運営に関する重要事項



(基準第28条、解釈通知第二の2(22))

- 利用者等に対し、適切な指定地域相談支援を提供できるよう 、指定一般相談支援事業所ごとに、地域相談支援従事者その 他の従業者の勤務の体制を定めなければならない
 - 指定一般相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない
- □ 指定一般相談支援事業所ごとに、当該指定一般相談支援事業 所の地域相談支援従事者によって指定地域相談支援を提供し なければならない
- □ 地域相談支援従事者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しなければならない
 - 横浜市相談支援従事者人材育成ビジョンを確認し、人材育成に取り組 お

9

兼務の例と留意事項

- ① 計画相談支援と障害児相談支援との兼務 ⇒ <u>可能</u>
 ✓ 勤務時間を切り分ける必要はない。
- ② 障害福祉サービスの直接支援員との兼務 ⇒ 可能✓ ただし、勤務時間を分ける必要がある。
 - ✓ また、直接支援員としての事業所の基準等に支障が生じないか どうかの確認が必要

10



設備及び備品等

(基準第29条、解釈通知第二の2(23))

- 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、 指定地域相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備え なければならない
 - ▶ 事務室:事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を 設けることが望ましいですが、他の事業と同一の事務室であっても差 し支えありません。この場合には、指定地域相談支援の事業を行うた めの区画を明確にしてください。
 - ▶ 受付等のスペースの確保:利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペース(プライバシーに配慮したスペース)を確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とします。
 - > 設備及び備品等:指定地域相談支援に必要な設備及び備品等(鍵付き 書庫や消防法等に適合する設備など)を確保します。ただし、他の事 業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、運営に支障がない場 合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使 用することができます。



衛生管理等

(基準第30条、解釈通知第二の2(24))

- □ 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない
- □ 指定一般相談支援事業所の設備及び備品等について、衛 生的な管理に努めなければならない



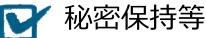
掲示等

(基準第31条、解釈通知第二の2(25))

- □ 指定一般相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、基本相談支援及び地域相談支援の実施状況、相談 支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その 他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる 重要事項を掲示しなければならない
- □ 併せて、利用申し込み者のサービスの選択に資すること から、その重要事項の公表に努めなければならない。な お、その公表の方法については、ホームページによる掲 載等、適宜工夫をして行う



- 「掲示」はサービス開始時の重要事項説明書の交付に加え、継続的にサービスが行われている段階においても、利用者の保護を図る趣旨で規定されているため、利用者の見やすい場所に掲示する
- ✓ 掲示すべき内容は重要事項説明書に網羅されているため、重要事項説明書 を掲示用に加工して掲示している事業所が多い 13



(基準第32条、解釈通知第二の2(26))

- □ 管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけない
- □ 過去に当該事業所の管理者及び従業者であった者が、正 当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家 族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じな ければならない
 - 秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずる必要がある
- □ 地域移行支援の計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない



利益収受等の禁止

(基準第34条、解釈通知第二の2(27))

- □指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、 利用者又はその家族に対して当該指定地域相談 支援事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない
- □指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域相談支援事業を紹介することの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない



苦情解決

(基準第35条、解釈通知第二の2 (28))

- □ 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない
- □ 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を 説明する文書に記載し、事業所に掲示する
- □ 迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を 記録しなければならない
 - 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべき
 - 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない(5年間保存)



事故発生時の対応

(基準第36条、解釈通知第二の2(29))

- 利用者等に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない
- 利用者等に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない
- その事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない(5年間保存)

【報告の対象となる事故の種類】

- (1) 死亡(2) 骨折(3) 誤嚥(4) 食中毒(5) 感染症(6) 所在不明(7) 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等(8) その他、利用者の身体に重大な影響を及ぼす事故
- ※事故が発生した際は、速やかに電話にて第一報を入れた上、事故報告書により報告
- ※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者等の事故報告取扱い要領」参照
- ⇒障害福祉情報サービスかながわホームページ トップページ>書式ライブラリ> 1. 神奈川県からのお知らせ> 1 神奈川県からのお知らせ



(基準第37条、解釈通知第二の2(30))

□指定一般相談支援事業所ごとに経理を区分する とともに、指定地域相談支援の事業の会計をそ の他の事業の会計と区分しなければならない

18



記録の整備

(基準第38条、解釈通知第二の2(31))

- □従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を 整備しておかなければならない
- □利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間備えておかなければならない

記録とは…

- ① 指定地域相談支援に係る必要な事項の提供の記録
- ② 地域移行支援計画·地域定着支援台帳
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録



□指定一般相談支援事業者は、原則として、利用 申込みに対して応じなければならない

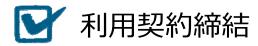
【提供を拒むことのできる正当な理由】

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ②地域移行支援の利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等 、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等が当該事業所の通常の 事業の実施地域外である場合
- ③地域定着支援の利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の 実施地域外である場合
- ④当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合
- ⑤その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域相談支援を提供する ことが困難な場合 等



(基準第9条、解釈通知第二の2(5))

□指定一般相談支援事業者は、指定一般相談支援 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利 用申込者に対し自ら適切な指定地域相談支援を 提供することが困難であると認めた場合は、適 当な他の指定一般相談支援事業者の紹介その他 の必要な措置を速やかに講じなければならない



□利用者に対して事業者の契約書及び重要事項説明書、個人情報同意書等について説明を行い、利用者の合意を得た後に契約書を交わす

□ 指定地域移行支援事業所は、利用者の意向、適性、障害 の特性その他の事業を踏まえた指定地域移行支援に係る 計画を作成しなければならない

※地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した書面である。

□ 地域移行支援計画の作成にあたり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う計画作成会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない

管害福祉サービスの体験的な利用支援(地域移行支援) (基準第22条、解釈通知第二の2(16))

□ 指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的 な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等へ の委託により行うものとする。

※障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、委託先の指定障害福祉 サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要とな るため、原則として、指定地域移行支援従事者が利用者に同行による支援を行うこと

23



☑ 体験的な宿泊支援(地域移行支援)

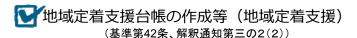
(基準第23条、解釈通知第二の2(17))

- □ 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について 、次の要件を満たす必要がある
 - ①利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的 な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること
 - ②衛生的に管理されている場所であること
- □ 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について 、指定障害福祉サービス等への委託により行うことがで きる

※体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施すること

※指定地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、指定障害福祉 サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の 空室を活用して行うことができる

25



□ 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その 置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用 者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サー ビス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その 他の利用者に関する情報を記載した台帳を作成しなけれ ばならない

※地域定着支援台帳は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通 じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、緊急時等に適切 な対応を行うために作成するものである。

※地域定着支援台帳の様式については、各事業所で定めるもので差支えない。



常時の連絡体制の確保等(地域定着支援) (基準第43条、解釈通知第三の2(3))

- □ 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況及び障 害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又は その家族との常時の連絡体制を確保するものとする
- □ 指定地域定着支援従事者は、適宜利用者の居宅への訪問 等を行い、利用者の状況を把握するものとする。

緊急の事態における支援等(地域定着支援) (基準第44条、解釈通知第三の2(4))

- □ 指定地域定着支援従事者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の 事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利 用者の居宅へ訪問等による状況把握を行わなければならない
- □ 指定地域定着支援従事者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者が置か れている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障 害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時 的な滞在による支援その他の必要な措置を講じなければならない
- □ 指定地域定着支援事業者は、前項の一時的な滞在による支援について、次 の要件を満たす場所において行わなければならない
 - ①利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要 な設備及び備品等を備えていること
 - ②衛生的に管理されている場所であること
- □ 指定地域定着支援事業者は、一時的な滞在による支援について、指定障害 福祉サービス事業者等への委託により行うことができる

※指定地域定着支援事業者が当該指定地域定着支援事業所の宿直室等を確保して実施 する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事 業所等の空室を活用して行うことができる

(参考) 地域移行支援 報酬単価

- ・基本報酬 2,336単位/月 ※社会福祉士や精神保健福祉士等の配置や地域移行実績について一定 の基準を満たす場合は3,044単位/月
- ・初回加算 500単位/月
- ・集中支援加算 500単位/月
- ・退院・退所月加算 2,700単位/月
- ・障害福祉サービスの体験利用加算(地域生活支援拠点は+50単位) 初日から5日目まで 500単位/日 6日目から15日目まで 250単位/日
- ・体験宿泊加算(I) 300単位/日(地域生活支援拠点は+50単位)
- ・体験宿泊加算(Ⅱ) 700単位/日(地域生活支援拠点は+50単位)

(参考) 地域定着支援 報酬単価

- ·体制確保費 304単位/月
- ·緊急時支援費(I) 709単位/月
- ・緊急時支援費(Ⅱ) 94単位/月(深夜における電話相談援助)

30



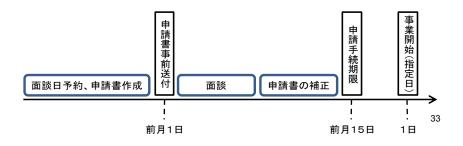
2 指定一般相談支援事業の指定申請 手続きについて



手続きの流れ

- ① <u>障害福祉情報サービスかながわのHPより申請</u> 書類をダウンロードし、作成
 - ※「障害福祉情報サービスかながわ」で検索→画面左下「書式ライブラリ」 →「2. 横浜市からのお知らせ」→「②-2 新規指定に関する申請様式(障害者総合支援法 特定相談・一般相談)」
 - URL:https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L Result.asp?topid=2
 - ※記載例も同ホームページに掲載していますので、参考にしてください。
- ② 指定希望月の前々月の中旬ごろまでに障害支援課へ連絡(671-3821)し、面談日の予約
- ③ 面談日の1週間前までに申請書類を事前送付
- ④ 指定希望月の前月の上旬に面談を実施 ※管理者の方の出席は必須

- ⑤ 申請書類の修正
- ⑥ 指定希望月の前月15日までに申請書類の再提 出
 - ※ 15日が土・日・祝日のときは、直前の開庁日までに提出
- ⑦ 指定希望月1日づけで事業開始





何かご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 横浜市健康福祉局障害支援課在宅支援係電話 671-3821 FAX 671-3566

